

笠置町監査委員告示第 2 号

地方自治法第 199 条の規定に基づく監査結果の公表について

令和 3 年 2 月 24 日

笠置町監査委員 仲北 悦雄
同 坂本 英人

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項に規定する定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により下記のとおり公表する。

記

1. 監査を実施した日時等

日 時	令和 3 年 1 月 19 日 (火) 午前 9 時 2 分から午前 11 時 41 分
場 所	笠置町役場 2 階 議員控室
監 査 対 象	①新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業 ②令和 2 年度事業の進捗状況
収受資料等	①令和 2 年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時 交付金実施計画 (第二次分まで) ②新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金執行 状況調査 (令和 2 年 12 月時点) ③令和 2 年度公共事業等事業施行状況調 (第 3 四半期)

2. 監査内容

現在も猛威を振るっている新型コロナウイルスに対し、国より地方創生臨時交付金が配分されており、各市町村においてこの交付金を活用し、感染対策・防

止やその拡大を抑止すべくその対策等を講じることとされている。当然ながら笠置町においても当該交付金を活用したその対応・対策等を計画・予算化し講じているものであると思うが、現在進められている笠置町の当該交付金事業における公文書等の整理状況の確認や、事業執行状況等について審査するものとした。

また、本年度においても様々な事業を予算計上し、適正で的確な事業展開をされていることと思うが、年度末を見据え、現時点における事業の執行・管理状況についても伺うこととした。

3. 監査結果

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業】

新型コロナウイルス感染症については、昨年初頭より猛威を振るい、現在も世界中に影響を与えており、この日本でも国民生活を著しく困窮させ続けている状況下にある。感染拡大を封じるために様々な制限を国民に求める一方で、政府として政策・対策を講じてきてはいるものの、未だ国民生活は元の状態には戻る気配がない。

そんな中、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「臨時交付金」という。)として各自治体に配分され、各地域の実情に応じた対策を講じることとされた。

現在までに第1次、第2次というかたちで国から臨時交付金の交付限度額が示され、その額は笠置町では合わせて1億218万7,000円とされている。そして、その限度額の内、事業計画を策定・申請し内示を受けている額が5,216万円となっている。

配布された資料である「令和2年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画」は京都府を通じて内閣府に提出されており、その事業項目は第1次、第2次分を合わせて20事業を計上している。この実施計画の事業内容を確認すると、マスクや消毒液などの配布、プレミアム付き商品券への補助事業といった事業や、主に今まで財源不足によって実施できなかった施設整備事業に対して臨時交付金を充当させているように思われる。

この臨時交付金を活用できる事業範囲が基本的に制限されておらず、事業選定に際しては、その自治体において使用用途が新型コロナウイルス感染症対策事業

として十分に説明でき、住民の理解ができるものであることとしている。そのため、臨時交付金の活用手法は全くもって各自治体に委ねられている状況にあり、前述の施設整備事業に充当することも一定可能なわけである。

第2次分の臨時交付金を活用する際には、町は商工会や区長などに対し、臨時交付金充当事業を活用した事業照会をしており、笠置町の新型コロナウイルス感染症対策として地域の声を反映した事業展開をしているが、その中には事業目的が観光に対する施策も盛り込まれている。

笠置町においては従前より観光施策を重視してきたものであるが、この事業内容の説明を伺うに、計画性を持った事業展開上のもとで実施されているように思われないものがあった。例えば、アフターコロナを見据えた観光資源の活用として事業を実施しているものがあるが、その実施した事業を活用した笠置町の観光に対する計画・方針・指針・目的が明確かつ詳細に定まっていなくてもかかわらず実施しているものであった。

臨時交付金事業に留まらず、立案・計画・予算・事業実施に際しては、真に住民に必要なものを模索・検討し、単年度の事業実施に留まるのではなく、かつ笠置町として点となるような事業ではなく、点と点が結びついて相乗効果を生むような事業展開を望みたいが、先の総務省交付金返還問題にもあったように、交付金という名のお金が与えられたから実施したということに留まってはならない。地域の声などをくみ取って実施したのであることは我々監査委員としても十分理解しており、この事業実施そのものを否定しているものではないが、このような臨時交付金が存在するからまずは実施し、その後にそれを活用する計画を勘案するのではなく、地域住民等の声を十分拝聴し、町全体計画を常日頃から持つておきながら、活用できる補助金等がある時に明確な目的意識を持って実施するというスタンスを持たなければならない。今、笠置町に求められるのは消費ではなく投資であって、事業の先に何があるのか、笠置町の将来の展望はどのようなものなのか、そのために何が必要なのか、そこからまず何をすべきか十分に踏まえた上で補助金・交付金の活用をされたい。

本監査実施日において、笠置町の令和3年度当初予算査定ヒアリングが始まる時期に差し掛かろうとしている。また、令和2年度の3月補正予算査定ヒアリングも始まろうとする時期であるが、予算査定に関しても単に前年度を踏襲するだけのものとするのではなく、是非とも実施事業の価値が語れる計画性のある予算

計上を心がけられるよう望む。

【令和2年度事業の進捗状況】

各年度において実施することとしている予算計上された事業のうち、建設事業を始めとする投資的経費については、定期的にその進捗状況を財政担当課である総務財政課より各課の事業を集約し、京都府に対して報告を行っている。本監査ではその報告書の提示を受け、令和2年度の笠置町における事業の進捗について説明を伺った。

ここにいう投資的経費とは、道路、公営住宅の建設など、社会資本の整備に要する経費とされており、更に普通建設事業、災害復旧事業、失業対策事業に分けられている。

当該報告書には、普通建設事業と災害復旧事業について、予算計上額、契約済額、支出済額などに分け記載されており、また、補助事業と単独事業ごとに分類されている。今回の報告書は令和2年12月時点での報告数値としており、普通会計における契約済率（契約済額÷予算計上額）は38.9%、支出済率（支出済額÷予算計上額）は7.8%となっている。両比率共に例年と比較して低い値とのことであるが、原因としては庁舎の耐震改修工事2億2,600万円の契約が未履行であることなどとしている。

以上